

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、広島圏都市計画道路三・一・八四一号堀川曾田線を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

令和三年十二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

広島圏都市計画道路 三・一・八四一号 堀川曾田線

二 都市計画を変更する土地の区域

海田町南大正町、海田町南昭和町

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県土木建築局都市計画課、海田町都市整備課

四 縦覧期間

令和三年十二月六日から令和三年十二月二十日まで